

第1回 石川県精育園移転検討委員会

会議資料

2025年11月17日
石川県健康福祉部

1. 施設の現状

設置目的

障害者支援施設として、主に常時介護が必要な知的障害者を受け入れ、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行うとともに、短期入所や日中一時支援事業などを通じて、地域の障害者への支援を行う。

沿革

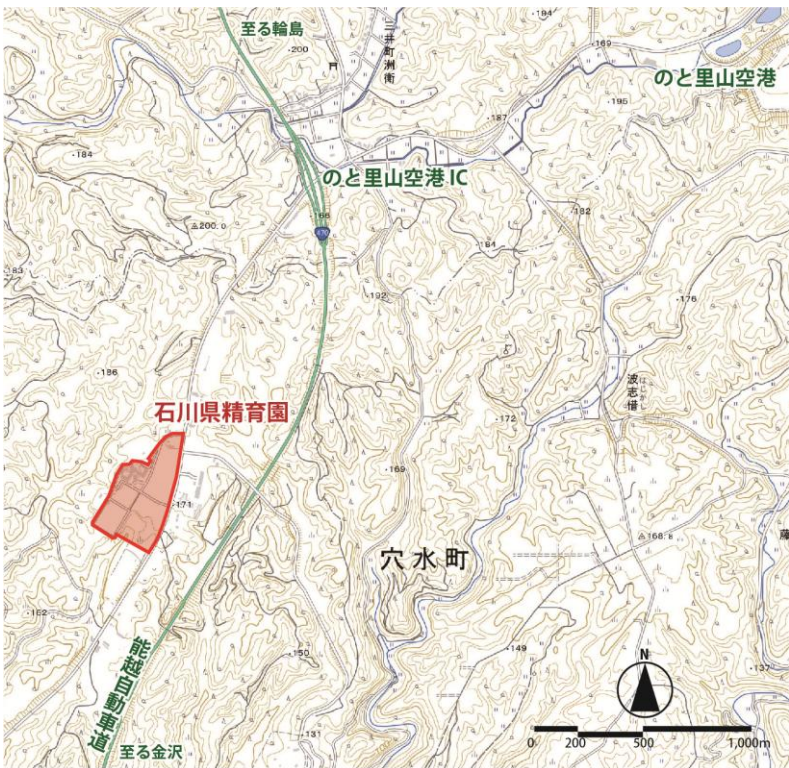
- 昭和38年8月 穴水町由比ヶ丘において精神薄弱者更生施設として開園
- 平成元年8月 穴水町七海に新築移転
- 平成15年4月 知的障害者福祉法に基づく知的障害者入所更生施設として指定
- 平成24年4月 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設として指定
- 平成25年4月 指定管理者制度を導入
[指定管理者：(社福)徳充会]



被災前における精育園での活動の様子（（社福）徳充会ホームページより）

施設概要

施設名称	石川県精育園
所在	鳳珠郡穴水町七海 6 字 5 0
構造等	管理棟及び居住棟（鉄骨・鉄筋コンクリート造 3 階建）
建築年	平成元年 8 月（築36年目） ※鉄筋コンクリートの耐用年数は47年
敷地面積	12,955.89㎡ ※運動場、農場等は除く
延床面積	5,646.86㎡
定員	①障害者支援施設 生活介護 : 130人（震災後：40人） 施設入所支援：130人（震災後：40人） ②短期入所 併設型 : 4人（震災後：4人）



敷地レイアウト



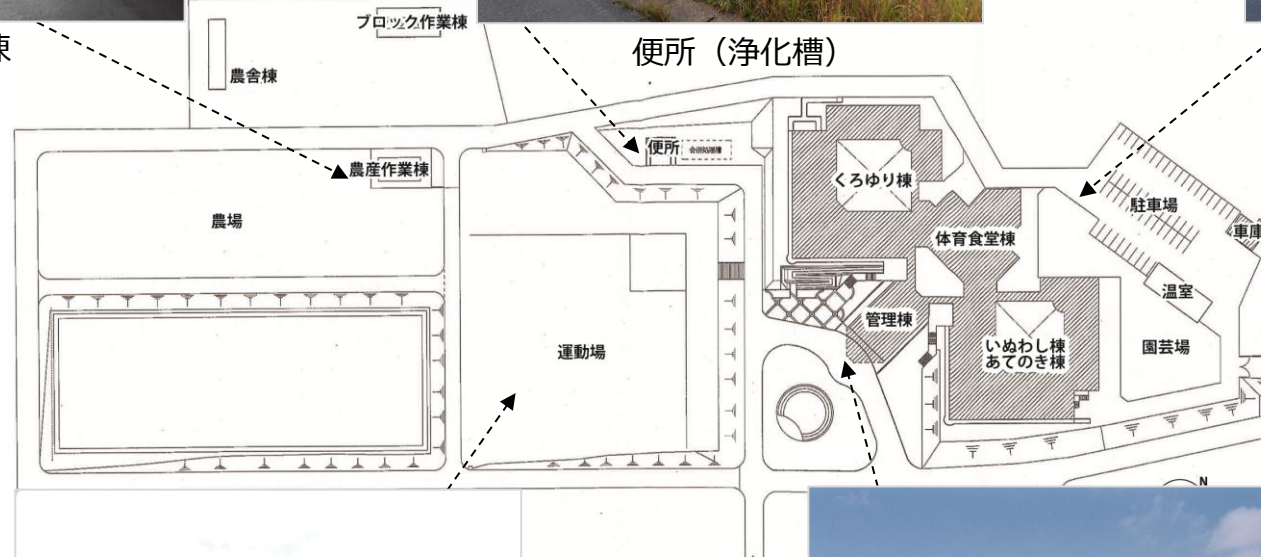
農産作業棟



便所 (浄化槽)



駐車場



運動場



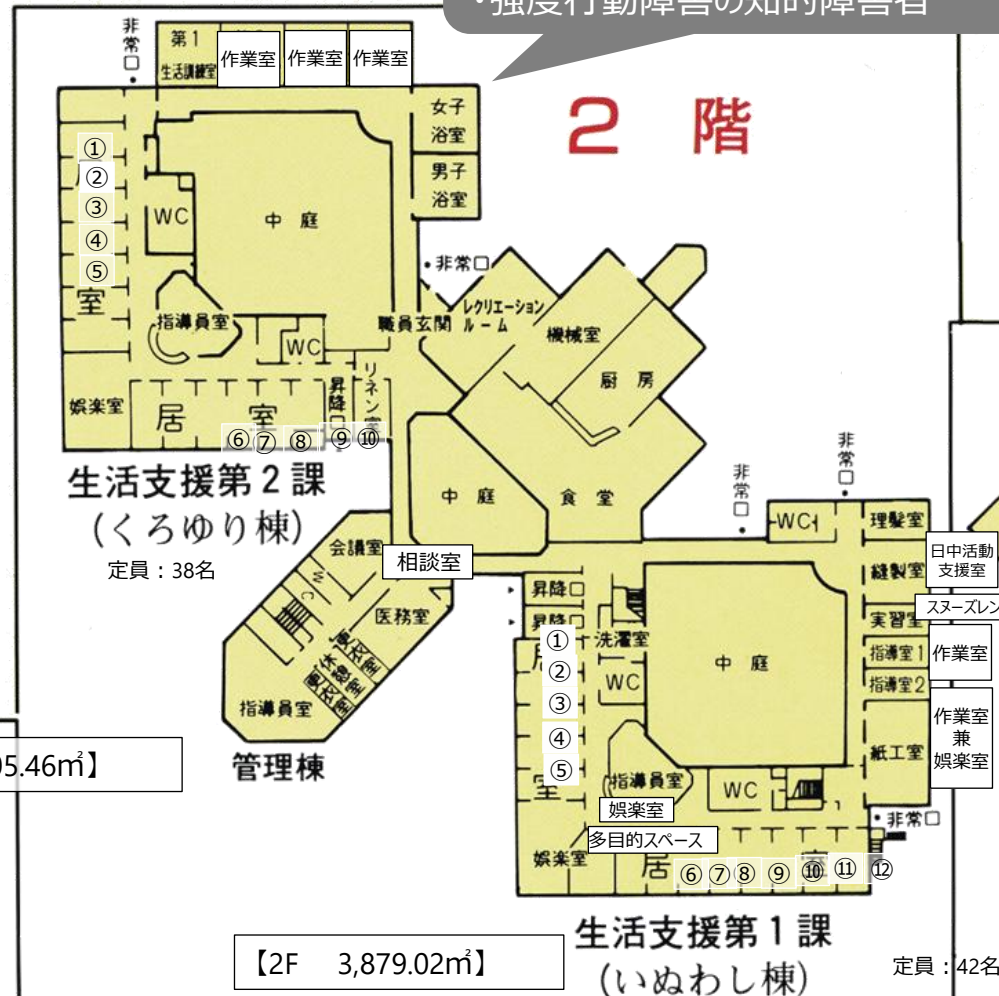
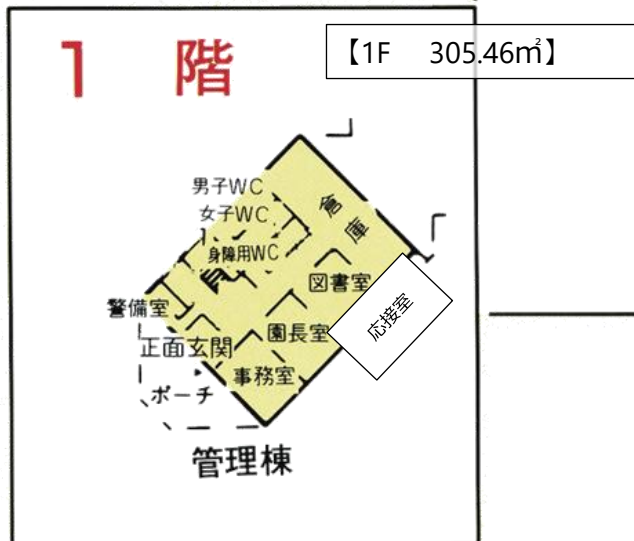
建物 (正面)

建物平面図（被災前）

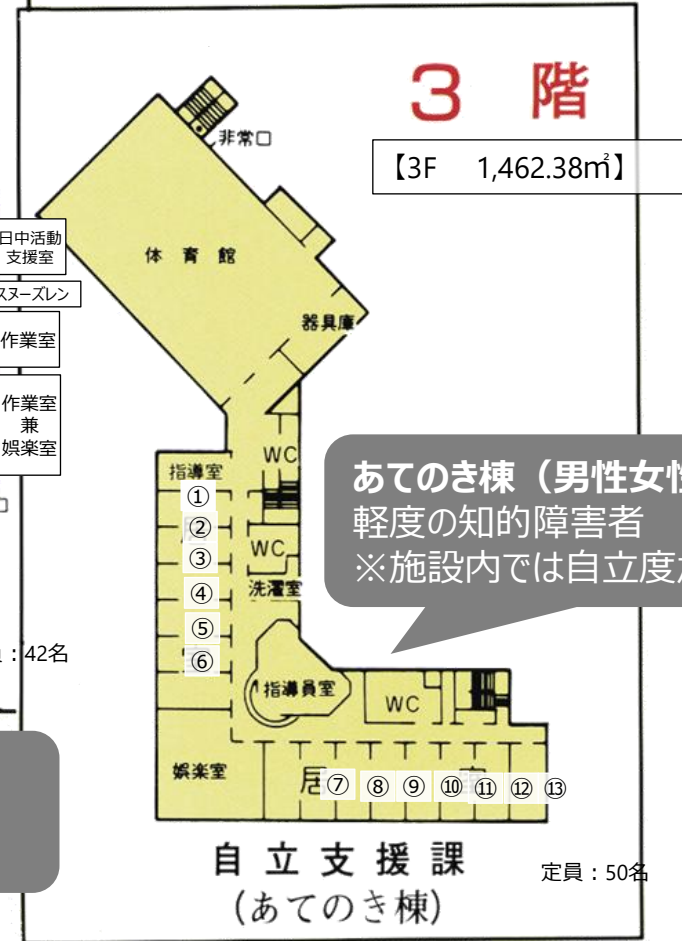


【居室（定員）】

くろゆり棟（定員）		いぬわし棟（定員）		あてのき棟（定員）	
居室①	4人	居室①	4人	居室①	4人
居室②	4人	居室②	4人	居室②	4人
居室③	4人	居室③	3人	居室③	4人
居室④	3人	居室④	2人	居室④	4人
居室⑤	3人	居室⑤	2人	居室⑤	4人
居室⑥	4人	居室⑥	4人	居室⑥	4人
居室⑦	4人	居室⑦	4人	居室⑦	4人
居室⑧	4人	居室⑧	4人	居室⑧	4人
居室⑨	4人	居室⑨	4人	居室⑨	4人
居室⑩	4人	居室⑩	3人	居室⑩	3人
		居室⑪	4人	居室⑪	3人
		居室⑫	4人	居室⑫	4人
				居室⑬	4人
合計	38人	合計	42人	合計	50人



くろゆり棟（女性専用棟：38人）
・高齢または重度の知的障害者
・強度行動障害の知的障害者



あてのき棟（男性女性棟：50人）
軽度の知的障害者
※施設内では自立度が高い方

いぬわし棟（男性専用棟：42人）
・高齢または重度の知的障害者
・強度行動障害の知的障害者



＜施設外観＞



＜居室（４人部屋）＞



＜食堂＞



＜浴室＞



＜日中活動室＞

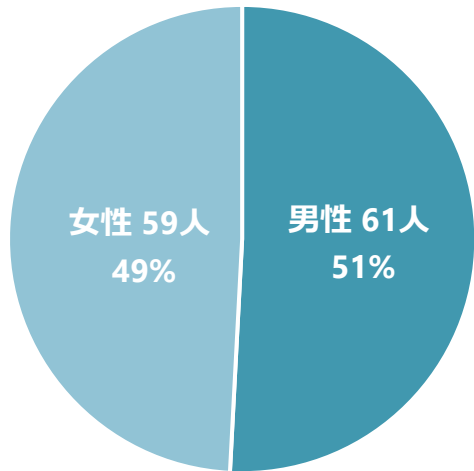


＜体育館＞

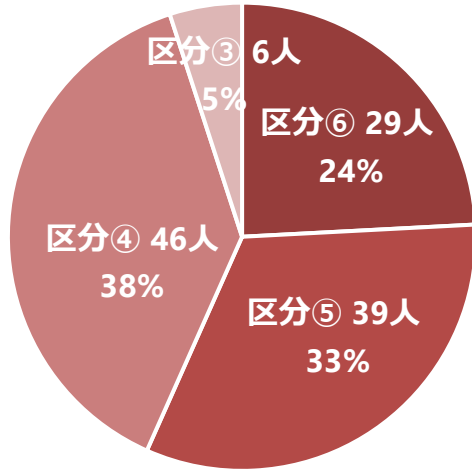
被災前の精育園利用者の情報（120人）



性別 男女比は半々



障害支援区分 平均区分 4.7



※障害支援区分

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの

→区分が高いほど必要とされる支援度が高い
→動作や意思疎通、行動障害等の80項目から判定

※障害者支援施設の利用条件

- ・18歳以上：区分4以上の方
- ・50歳以上：区分3以上の方

既往症や行動障害の例

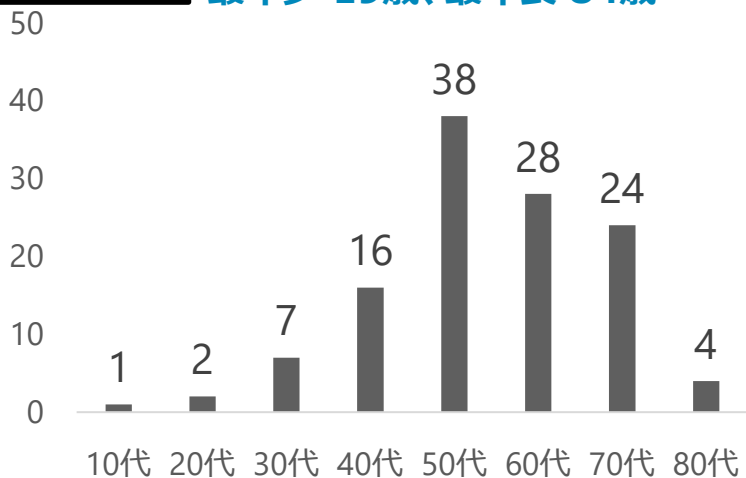
■既往症や基礎疾患の例

- ・自閉症スペクトラム（広汎性発達障害・自閉症）
- ・統合失調症
- ・気分障害（周期性精神病・うつ病性障害）
- ・てんかん
- ・ダウン症 等

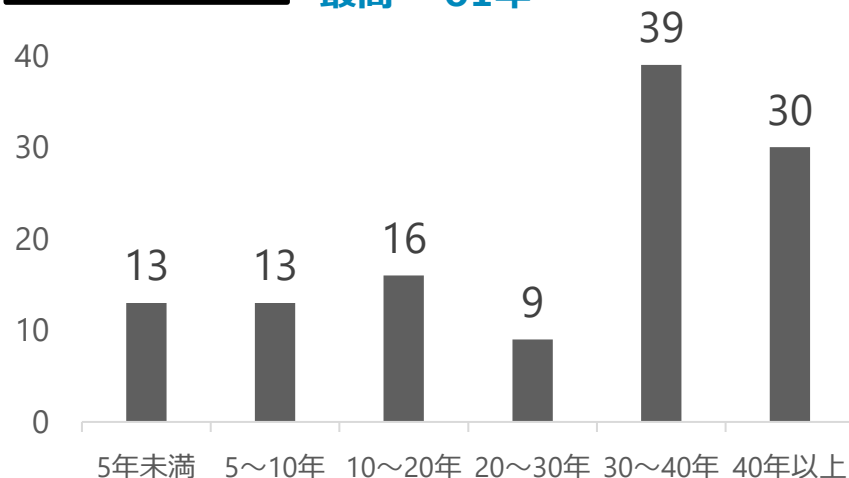
■行動障害の例

- ・自傷、他害
- ・器物破損
- ・異食、過食
- ・睡眠障害
- ・ろう便
- ・多動、奇声 等

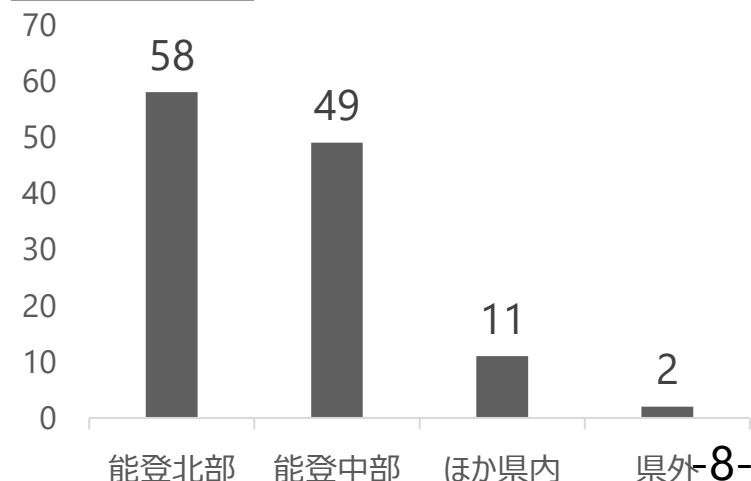
年齢 平均年齢 59歳 最年少 19歳、最年長 84歳



在籍年数 平均 約29年 最高 61年



出身地 約9割が能登地区出身者



- 震災時点での利用者120名は県内外の施設等へ一斉避難（令和6年4月完了） ※震災当日は113名が利用
- その間、応急復旧工事を進め、錦城学園で避難していた39名が令和7年4月から精育園での生活を再開 ※現在41名
- 一方で、66名（県内29人、県外37人）は現在も県内外の施設で生活されている ※うち、今後も精育園の利用を希望している方は60名程度
- 施設の甚大な被害に加え、敷地も液状化が発生したことから、本復旧にあたっては、
 - ・ 地盤改良が必要であり、工事が長期化・高額化するおそれがあること
 - ・ 工事中は利用者を再び他の施設等に避難させる必要があること
 - ・ 多床室（4人部屋）では、現在の施設基準（1人当たりの面積）や利用者のニーズを満たしていないことなど、様々な課題が存在しており、老朽化や今日の施設にふさわしい機能等も踏まえ、復旧方針を検討した結果、現地での復旧を断念し、移転建替えが必要と判断



＜建物連結部の損傷＞



＜廊下の亀裂＞



＜液状化被害＞

能登半島地震による建物の被害状況

- 施設の被災度区分判定：くろゆり棟「解体」、体育食堂棟「改修・補修」、その他「原形復旧」
- 敷地調査の結果、地すべりのおそれや液状化が発生していることが判明

くろゆり棟：「解体」
面積1,320㎡、定員38名

廊下の亀裂

1 階
原形復旧

【1F 305.46㎡】

2 階
解体 (Red outline)
改修・補修 (Green outline)
原形復旧 (Blue outline)

【2F 3,879.02㎡】

体育食堂棟：「改修・補修」
面積1,298㎡（杭補修：2億円超・工期1年以上）

3 階
改修・補修 (Green outline)
原形復旧 (Blue outline)

【3F 1,462.38㎡】

⇒ 改修工事は騒音・振動を伴うため、利用者を再避難させる必要がある

くろゆり棟・体育食堂棟以外：「原形復旧」
面積3,028㎡、定員：いぬわし42名、あてのき50名

あてのき棟（現在41人が入所）

仮設浴室

建物の課題を踏まえ、整備方針（規模や機能、移転先の立地条件等）の検討を行う

①建物の老朽化

- 平成元年に建設後36年が経過し、能登半島地震においても甚大な被害

②地震による被害

- 建物の被害に加え、地盤に液状化や地すべりの兆候が見られ、地盤改良が必要となる
- 現在地での復旧工事は騒音・振動を伴うことから、利用者を再び他の施設等に避難させる必要がある

③今日の基準に合致しない居住環境

- 多床室（主に4人部屋）のため、プライバシーの確保が不十分であり、日常生活における自分だけの空間がない

④高齢化・重度化の進行

- 強度行動障害や高齢化・重度化した利用者に配慮した、専門性やバリアフリー機能が不十分

2. 整備方針の検討

ご議論いただきたいテーマ

① 施設の役割と目指すべき姿（ソフト面） 15ページ参照

- ◆県が設置する重度障害者のセーフティーネットとして、どのような役割を果たすべきか
- ◆施設として何を大切にすべきか

② 施設整備の概要（ハード面）

- ◆障害福祉サービスの種類と定員について（16ページ参照）
- ◆移転先の立地場所と規模について（17ページ参照）
- ◆施設の整備方針について（18ページ参照）
- ◆施設の機能について（19～21ページ参照）
 - ① 日常生活機能の充実
 - ② 日中活動機能の充実
 - ③ 健康増進機能の充実
 - ④ 地域交流や地域移行に向けた機能の充実
 - ⑤ 職場環境機能の充実
 - ⑥ 災害拠点機能の充実

障害者支援施設の在り方についての国の考え方（基本的な考え方）

障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿

① 利用者の意思・希望の尊重

どこで誰と、どのように生活したいか本人の意思・希望が尊重される意思決定支援の推進が重要。本人にわかりやすい情報の提供や、あらゆる場面で体験や経験を通じた選択の機会を確保し、本人の自己実現に向けた支援を行う。

② 地域移行を支援する機能

施設から地域生活への移行を支援する機能として、地域と連携した動機付け支援や地域移行の意向確認等に取り組む。

③ 地域生活を支えるセーフティネット機能

地域での生活が困難となった場合の一時的な入所や、施設の有する知識・経験・支援技術等の専門性の地域への還元、緊急時や災害時における地域の拠点としての活用を推進する。

④ 入所者への専門的支援や生活環境

強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者などへの専門的な支援や、重度化・高齢化した利用者への対応、終末期における看取りまでの支援は、地域における支援体制づくりが求められているとともに、特に施設において求められている役割。

入所者の暮らしの質の向上に資する生活環境（居室の個室化、日中活動の場と住まいの場の分離など）にすることが重要。

精育園の整備の方向性（案）

【精育園の目指す姿（案）】

～ 一人ひとりが自分らしく、地域とともに生きる（仮）～

①暮らし続けられる社会の実現

専門性と包摂性を基盤とした支援により、重度の障害があっても、年齢を重ねても、誰もが安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

②地域とのつながりによる地域移行・共生の促進

地域社会とのつながりを育み、利用者が地域の一員として自分らしく生きることができるよう、共に歩む支援の場としての役割を果たします。

③支援の質の向上

個別性に応じた居住環境の整備、地域とのつながり、共に歩む人々を支える環境づくりを通して、支援の質を高め、一人ひとりの幸せと安心のかたちを築いていきます。

【役割と整備の方向性（案）】

専門的支援

- 強度行動障害を有する者、高齢化・重度化した利用者への専門的な支援
- 個室化による一人ひとりに寄り添った暮らしの質の向上、安心・安全・尊厳の確保
- ニーズの高まりも踏まえた、短期入所者の受け皿

地域移行支援

- 地域との交流・体験機会の創出
- 生産活動を支援する環境づくり
- 地域生活を想定した環境整備

【主な役割】

能登地区における重度障害者のセーフティーネット

重度障害者の暮らしと家族を支える中核的な役割を担います。

意思決定支援

- わかりやすい情報の提供等による選択のできる環境づくり
- 体験機会の創出・拡充による自己実現に向けた支援

災害時の支援

- 緊急時や災害時における事業の継続、福祉避難所としての活用（BCPの策定、防災資機材・物資の備蓄等）

障害福祉サービスの種類と定員について

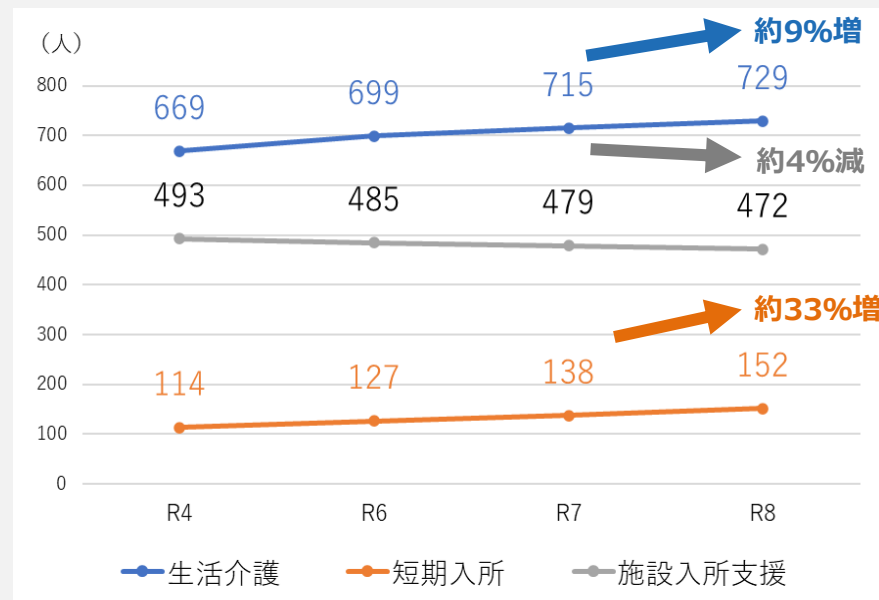
事務局（案）

- 障害福祉サービスは、生活介護、施設入所支援、短期入所の3つを継続。
- 定員については、再入所を希望される方や能登地区のサービス見込量を考慮のうえ設定。

- 施設入所支援については、県内外の施設で生活される方の受け入れや今後の人口推計等を考慮し、定員は100人程度を想定。
※今後の意向アンケート調査（R7.2）の結果、施設入所想定者数は100人程度（最大数）
- 生活介護については、「親亡き後」や「家族の高齢化」等の問題により、直近では需要が増加すると見込まれることから、施設入所支援と同じ、定員は100人程度を想定。
- 短期入所については、在宅で介護する家族の高齢化が進み定期的な休息が不可欠となることや、緊急時の受け皿として、需要が高まる見込みとなることから、定員は4人以上を想定。
- 一方で、施設入所支援は地域移行等により、今後は入所者数の減少も想定されることから、居室が空床となった場合の、利活用策に留意。

※ 震災前の定員：施設入所支援 130人、生活介護130人、短期入所4人

【能登地区のサービスの見込量】（月間の利用人数）



※いしかわ障害者プラン2024より抜粋

移転先の立地場所と規模について

事務局（案）

- 以前の障害者支援施設は「閉鎖的な環境」に立地されていることが多いが、全ての人が尊重され、互いに支え合い、多様性を受け入れる「共生社会」の考えのもとでいくと、移転先は「地域に開かれた場所」が望ましいと考える。なお、具体的な立地条件は以下に整理。
- 移転先の規模については、定員が100人程度と仮定した場合には、敷地面積は1万㎡以上、建物の延床面積は6千㎡程度が必要。

具体的な立地条件

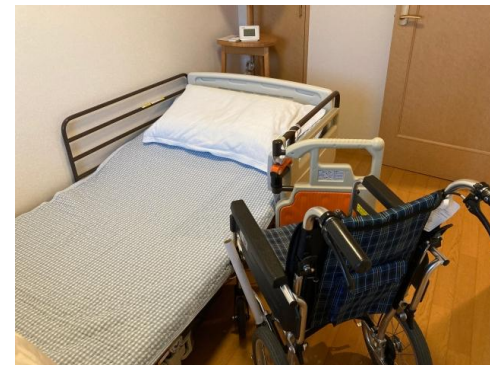
- ・ 周辺環境：地域に開かれた場所
- ・ 自然環境：日当たり、騒音、災害リスク（水害、土砂災害等）に留意
- ・ 交通環境：公共交通機関の利便性や道路整備の状況に配慮
- ・ 法的条件：建築基準法、地域の都市計画に関連する規制上、建築に問題がない場所



※写真はイメージ

利用者の生活の質向上

- 居室については、利用者の尊厳とプライバシーの確保、感染症対策の観点から、個室化を図る。
- プライバシーに配慮した、転倒等の事故防止を目的とした見守り支援。
- エレベーターの設置や通路幅の拡大等による施設のバリアフリー機能の向上。
誰にでもわかりやすい色やデザイン等で情報提供を図るなど、ユニバーサルデザインを導入。
- 生活にメリハリをつけるため、日中活動の場と住まいの場の分離（昼夜分離）に留意。



支援の質向上や効率的な運営

- 居住棟は3つのエリアに区分け。（①高齢化・重度化した利用者、②自立度が高い利用者、③強度行動障害の利用者）
- ユニット化等による生活単位の小規模化を可能な限り推進。
ただし、ユニット制の導入は必要となる支援者が増えるため、人員確保に留意。
- 障害特性等に応じた支援が出来るよう、支援者が使用しやすいレイアウトや導線に配慮。
- 安全安心を目的とした防犯対策の実施。（防犯カメラ、施錠管理 等）
- 支援者が働きやすい環境の整備。（職場環境、福利厚生 等）



施設の機能の柱について＜6つの機能＞

精育園の整備に向けて、**次の6機能を柱**にして整備を進める

①

【日常生活機能の充実】

心身ともにリラックスできる居住空間を整備することで、生活の質の向上につなげる機能

②

【日中活動機能の充実】

利用者が希望する日中活動を叶えられる環境を整備することで、自己実現につなげる機能

③

【健康増進機能の充実】

利用者の身体機能の低下を防止し、健やかな生活につなげる機能

④

【地域交流や地域移行に向けた機能の充実】

地域や学校との交流や地域移行を想定した経験を積むことで、地域での生活の第一歩につなげる機能

⑤

【職場環境機能の充実】

支援者が働きやすい環境を整備することで、支援の質の向上につなげる機能

⑥

【防災拠点機能の充実】

能登半島地震の経験を踏まえた、緊急時でも対応できる福祉避難所としての機能

施設の機能について（１／２）

① 日常生活機能の充実

- 心身ともにリラックスできる居室の整備。（破壊対策、怪我がしにくい部材の使用、遮音 等）
- 誰もが使用しやすい食堂やデイルームの設置。（ゾーニング、間仕切りの設置 等）
- 障害特性への配慮や事故防止を目的としたトイレの設計。（洋式化、弄便対策、水栓管理 等）
- 身体機能が低下した利用者でも安心して入浴ができる介護浴槽の設置。



② 日中活動機能の充実

- 利用者ニーズに応じた日中活動スペースの確保。
- 集中して作業に取り組むことが出来る環境の整備。（間仕切りの設置 等）



③ 健康増進機能の充実

- 屋外（中庭等）で散歩や軽い運動が出来るスペースを整備。
- 多目的で使用可能な地域交流スペースを設置。
地域交流スペースには、機能回復訓練、地域のイベント、災害時の避難等に使用できる機能を付与。



施設の機能について（２／２）



④ 地域交流や地域移行に向けた機能の充実

- 地域交流スペースを活用した、地域のイベントや学校との交流の促進。
- 地域の様々な人たちが集まって農業を体験できる、ユニバーサル農園の整備検討。
- 施設内において、地域での暮らしが体験できる居室の設置検討。



⑤ 職場環境機能の充実

- 業務効率化や省人化を目的とした、ICT機器（見守り支援システム等）や介護ロボットの導入。
- 職員のICT化に対応するための全館Wi-Fiの整備。
- 職員間のコミュニケーションが図られ、しっかりと休息ができる休憩室等の働きやすい環境の整備。



⑥ 防災拠点機能の充実

- 能登半島地震の経験を踏まえた、地域の障害者やその家族等を受入れできるスペースの確保。
- 施設の運営と同時に、避難者の生活を支援できる設備の設置検討。
- 災害時の早期復旧を目的とした、無停電設備や自家発電設備の設置検討。

